

総合評価落札方式の改正等説明会

- 1) 総合評価落札方式の改正について
- 2) 施工体制点検特別調査班立入調査について
(施工体制Gメン)
- 3) 低入札価格調査制度について

平成23年 6月10日

奈良県土木部技術管理課

平成23年度 総合評価落札方式の改正について

奈良県土木部技術管理課

総合評価落札方式の改正について 総合評価落札方式の法整備

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の概要

(平成17年4月1日 施行)

目的

国等の責務を明らかにするとともに、**品質確保の促進に関する基本事項**を定めることにより公共工事の品質確保の促進を図り、国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与

基本理念

経済性に配慮しつつ**価格及び品質が総合的に優れた内容**の契約
公共工事の**品質は適切な技術又は工夫により確保**
調査及び設計の品質確保

発注者の責務

発注関係事務を適切に実施する職員の配置
その他の体制の整備

受注者の責務

契約された公共工事を適正に実施
必要な技術的能力の向上に努める

—基本方針—

(平成17年8月26日 閣議決定)

総合評価落札方式の改正について 総合評価落札方式の基本的な考え方

—基本方針—

(平成17年8月26日 閣議決定)

公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること**

公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ① 発注関係事務の適切な実施 | ⑦ 調査及び設計の品質確保 |
| ② 技術的能力の審査の実施 | ⑧ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用 |
| ③ 技術提案の審査・評価の実施 | ⑨ 施策の進め方 |
| ④ 中立かつ公正な審査・評価の確保 | |
| ⑤ 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価 | |
| ⑥ 発注関係事務の環境整備 | |

- ・ 関係行政機関の協力体制
- ・ **競争参加者の技術的能力の審査**
- ・ **競争参加者の技術提案**
- ・ 技術提案の改善
- ・ 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格
- ・ 発注関係事務を適切に実施することのできる者の活用

総合評価落札
方式の拡充

総合評価方式のメリット

○公共工事の品質が向上

- 技術力のある企業の受注機会が拡大します。
- 価格が同じでも、より品質の高い公共施設の整備が可能になります。

○優良企業の受注機会が拡大

- 優良な企業の倒産を防止できます。

○建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、育成に貢献

- 適切な施工や技術力向上の意欲を高めます。

○低入札による利益率の低下を防止

- 価格のみでの落札が困難になるので、極端な低入札を防ぐことができます。

地元建設業の健全な発展



「価格と品質」に優れている『総合評価落札方式』とは

【例】 予定価格が1億円の建設工事の場合

● A社入札価格	0.90億円	【評価値算定】	
● B社入札価格	0.95億円	● A社	$\frac{(100点+2.5点)}{0.9億円} = 113.8888$
● C社入札価格	1.10億円	● B社	$\frac{(100点+10点)}{0.95億円} = 115.7894$
		● C社	$\frac{(100点+5点)}{1.10億円} = 95.4545$

【加算点算定】

● A社	2.5点
● B社	10.0点
● C社	5.0点

- A社は、加算点は低いものの、価格は最も安い。
- B社は、加算点は最高で、価格は2番目に安い。
- C社は、予定価格を上回る提案であるため失格。

結果

コストの上昇を抑えつつ、かつ技術提案で最も高い評価を得た ● B社が落札となる。

「価格と品質」に優れている『総合評価落札方式』とは

評価方法（除算方式）

$$\text{評価値}(\ast 1) = \frac{\text{技術評価点}(\ast 2)}{\text{価格}(\ast 3)} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

- ※1 最も高い企業＝落札者
- ※2 評価項目ごとに予め定めた計算方法により技術提案の評価を得点換算する
- ※3 技術提案の内容に対応した入札価格

標準点とは？ ・設計図面及び仕様書等に基づいた最低限の要求要件を満たした場合（標準案）に与える点（100点）

加算点とは？ ・標準案を上回る提案に対し加算される得点

平成18年度
・1億円以上の建設工事の内4件を試行
(道路2件 砂防1件 下水道1件 全て簡易型)

平成19年度
・原則1億円以上の全ての建設工事で本格実施 合計73件
(高度技術提案型：1件 標準型：5件 簡易型①：21件 簡易型②：46件)

平成20年度
・原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
・原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
・原則1千万円以上の地すべり工事の一部で試行 合計179件
(標準型：1件 簡易型①：8件 簡易型②：15件 簡易型③：83件 簡易型④：4件 舗装：68件)

平成21年度

- ・農林部の総合評価審査委員会の事務局を土木部技術管理課に一元化
 - ・原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
 - ・原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
 - ・2千万円以上の格付Bランクの土木一式工事で試行
(標準型：6件 簡易型①：23件 簡易型②：118件
簡易型③：13件 舗装：63件)
- 合計223件

平成22年度

- ・原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
- ・原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
- ・2千万円以上の格付Bランクの土木一式工事で試行
- ・8百万円以上の格付Cランクの土木一式工事で試行
- ・2千万円以上の格付Bランクの建築一式工事で試行
- ・2千万円以上の格付Bランクの農林部発注工事で試行
- ・1千万円以上の「区画線(ライン)・道路標示」「標識等」、で試行 つづく

平成22年度

- つづき
- (標準型：13件 簡易型①：117件 簡易型②：27件
簡易型③：8件 舗装：61件)
- 合計226件

平成23年度

- ・水道局の総合評価審査委員会の事務局を土木部技術管理課に一元化
 - ・原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
 - ・原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
 - ・1千万円以上の「区画線(ライン)・道路標示」「標識等」、で実施
 - ・原則1千万円以上の地すべり工事で実施
 - ・2千万円以上の格付Bランクの土木部・農林部発注土木一式工事で試行拡大
 - ・2千万円以上の設備工事で試行
 - ・1千万円以上の格付Bランクの建築一式で試行拡大
 - ・8百万円以上の格付Cランクの土木部発注土木一式工事で試行拡大
 - ・8百万円以上の格付Cランクの農林部発注土木一式工事で試行
- 合計250件程度予定

■ H23年度総合評価落札方式の主な改正内容

*この改正内容はH23年6月13日以降の公告から適用する

- 評価していない提案について、履行義務を免除する。
(ただし、仕様書や土木工事共通仕様書などの明記された内容を除く)
これにより、技術提案書審査通知書の段階で1提案ごとに評価をしたか、どうかを通知する。
- 技術提案書の作成(記載)方法をより明確にするために、様式を改正する。
- 工事成績評定点及び表彰の対象期間を3年から4年に延長する。
- Cランク工事の技術提案についても、提案数による評価から提案内容(優・良・可の3段階)による評価に改正する。
- 舗装工事の地域精通度で評価(審査)基準を改正
- 土木設備、PC橋・鋼橋、水門の工事の地域精通度で評価(審査)基準を改正

○評価していない提案の履行義務について

H22年度までは 評価している、していないにかかわらず
全ての提案内容について履行義務を課していた。

- 「評価している提案(1.5点又は3点を加算された提案)」
については、履行義務を課す。
- 「評価していない提案」については、履行義務を免除する。
(ただし、仕様書や土木工事共通仕様書などの明記された内容を除く)
よって技術提案書審査通知書の段階で一提案ごとに評価したか、
しなかったかを「○」「ー」で通知する。
(次のページの採否通知例参照)

審査通知書例

技術提案書審査通知書

株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○ 様

奈良県知事 荒井 正吾

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で審査・評価をした結果、適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書（下記の提案ごとの評価を参照）に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

記

公告日	平成23年 ○月 ○日
工事名	○○
工事番号	第○○号

品質管理		施工計画	
提案1	提案2	提案1	提案2
○	○	—	○

※評価された提案（上記表中の○）については、履行義務があります。

○様式の改正について

技術提案書の作成（記載）方法について入札参加者によって多量のバラツキが見られた。

○具体的な内容、根拠及び効果の記載方法について、一定のルール化を行うこととした。

（次のページの様式事例参照）

様式事例（品質管理）

【様式8-2】
【簡易型① 一般土木等】

② 品質管理（品質管理に係る技術的所見）

工事名・工事番号：
会社名：
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。

品質管理について提案を 求める事項 (最大2提案まで記載できます)	○○について提案・実施する。 (発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。)
---	---

品質管理に関する具体的な施工計画

提案1
○具体的な提案内容

○具体的な根拠及び効果

○説明資料（写真、位置図、図表、カタログの写し等）

○工事成績評定及び表彰の対象期間について

年々公共工事発注量が減少する中、工事成績評定及び表彰の対象期間を3年から4年に延長する

平成22年度は過去3年間
成績評定 平成19年4月1日～平成22年3月31日
表彰 平成20年4月1日～公告日の前日

平成23年度は過去4年間
成績評定 平成19年4月1日～平成23年3月31日
表彰 平成20年4月1日～公告日の前日

※最終的には対象期間を5年まで延長することを検討

○Cランクの技術提案について

Cランクの技術提案については、提案数により評価していた。

Cランク工事の技術提案についても、提案数による評価から提案内容（優・良・可の3段階評価）による評価（A、Bランクと同じ）に改正するとともに提案数を制限

○土木設備、PC橋・鋼橋、水門の工事の地域精通度で評価（審査）基準を改正

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	本店又は工場の所在地	a. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に本店又は工場がある	1.5
		b. 奈良県内に本店又は工場がある	0.5
		c. 上記a、bに該当しない	0

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	本店又は工場の所在地	a. 奈良県内に本店又は工場がある	1.5
		b. 上記aに該当しない	0

○舗装工事の地域精通度で評価（審査）基準を改正

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	本店の所在地及びアスファルトプラントの所有の有無	a. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している	1.5
		b. 奈良県内に本店を有し、又はアスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している	0.5
		c. 上記a、bに該当しない	0

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	本店の所在地及びアスファルトプラントの所有の有無	a. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している	1.5
		b. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に本店を有し、又は、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している	1.0
		c. 奈良県内に本店を有している	0.5
		d. 上記a、b、cに該当しない	0

技術提案を重視し、品質の向上を図る

平成22年度		平成23年度	
型式	配点	型式	配点
高度技術提案型	70点 (70点) 技術提案100%	高度技術提案型	70点 (70点) 技術提案100%
標準型① (WTO)	50点 (50点) 技術提案100%	標準型① (WTO)	54点 (54点) 技術提案100%
標準型① (WTO以外)	50点 (43点) 技術提案86%	標準型① (WTO以外)	52点 (45点) 技術提案87%
標準型②	40点 (32点) 技術提案80.0%	標準型②	41点 (33点) 技術提案80.0%
標準型③	34点 (24点) 技術提案70.6%	標準型③	34点 (24点) 技術提案70.6%
簡易型①	22点 (12点) 技術提案54.5%	簡易型①	22点 (12点) 技術提案54.5%
簡易型② 【各付けBランク用】	17点 (8点) 技術提案47.1%	簡易型② 【各付けBランク用】	17点 (8点) 技術提案47.1%
簡易型③ 【各付けCランク用】	11点 (4点) 技術提案36.4%	簡易型③ 【各付けCランク用】	11点 (4点) 技術提案36.4%

()内は技術提案の配点

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術計画	②品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性（評価項目につき最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする）	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/1提案
			b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/1提案
技術計画	③安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性（評価項目につき最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする）	a.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/1提案
			b.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/1提案
企業の実績	企業の施工実績	過去4年間に元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した、奈良県土木部発注の「予定価格が5千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値（過去4ヶ年度の全件数の平均値）	a.65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 MAX35
			b.60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4
企業の実績	企業の施工実績	過去4年間（発注年度を含む）における国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県の表彰	a.下記の表彰がある（各表彰1件当たり0.5点とする） ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○奈良県の表彰	Max1
			b.上記aに該当しない	0
				小計12点満点
				小計10点満点

簡易型①では、工事の内容により上記4項目から2項目を選択

予定価格が1千万円以上5千万円未満の舗装工事について、技術提案書の受付締切日までの期間を、土日祝日を除いて10日程度に短縮する



今後、B、Cランクの工事についても期間短縮を検討する

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
企業の実績	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得（JVは全構成員社別に採点し、出資比率による加重平均とする）		a.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1
			b.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
企業の実績	配置予定技術者の施工経験（JVは代表者のみ採点する）	過去15年間の元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した受注価格が2千5百万円以上の同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	a.監理技術者・主任技術者として国、又は奈良県発注工事の完成・引渡が完了した	2
			b.監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公益法人、地方公共団体（奈良県を除く）の発注工事の完成・引渡が完了した	1
企業の実績	地域精通度（JVは全構成員社別に採点し、出資比率による加重平均とする）	本店の所在地	c.現場代理人（現場代理人で配置された時に既に同種工事の監理技術者の資格を有している者に限る）として国、特殊法人等、公益法人、又は地方公共団体（奈良県を含む）の発注工事の完成、引渡が完了した ただし、配置期間は工期全体の1/2以上とする	1
			d.上記a、b、cに該当しない	0
企業の実績	社会・地域貢献（JVは全構成員社別に採点し、出資比率による加重平均とする）	災害協定の締結	a.工事実施市町村に本店がある	1.5
			b.工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に本店がある	0.5
				小計10点満点
				0
加算点合計				22点満点

技術評価点の公表例

※昨年に引き続き落札者決定後に、公表します。

入札者氏名	評価項目				企業の施工実績等	加算点計	技術評価点
	施工計画						
	品質管理		安全管理				
提案1	提案2	提案1	提案2				
A社	○	-	○	○	5.5	14.5	114.5
B社	-	-	○	-	6.5	9.5	109.5
C社	○	○	○	○	6.5	17.0	117.0
D社	-	-	-	-	7.5	7.5	107.5
	0		0				

ただし個々の提案の詳細については、「答え」になってしまいますのでお答えできません。

欠格となる事例

- ①「工事名・工事番号が適正でない場合」
- ②「会社名が記載されていない場合や押印がない場合」
- ③「提出期限までに提出されない場合」
- ④「提出書類の様式が一部でも不足している場合」
- ⑤「入札参加者独自の提案が確認できない場合」 等

その他留意点

技術提案書に使用した補足資料（写真や図）に記載された内容についても、提案されたものと解釈します。



履行されない場合は減点の対象

※奈良県土木部建設工事総合評価落札方式ガイドライン参照

評価の対象としない事例

- ①提案数がオーバーしている場合
- ②提案書の枚数がオーバーしている場合の超過したページ
- ③「工事成績評点」または「表彰」で指定した期間以外のもの
- ④同種工事についての「配置予定技術者の実績」で、「コリンズデータ」などの添付資料のもれにより確認できない場合
- ⑤「ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得」の有効期限、「社会・地域貢献」の災害協定の締結などにおける証明書の証明日が「公告日以降の日付」となっていないもの 等

同種工事についての監理（主任）技術者・現場代理人としての施工経験

○同種工事と判断できる資料について

同種工事の判断は、たとえ県発注工事であってもすべて添付書類だけで行っていますので、できるだけ詳細が分かる資料を整えてください。

コリンズ登録書だけで、下記内容（①～④）がすべて確認できれば、その資料は不要です。

- ①その工事の発注者、工期
- ②その工事での役割（監理技術者、主任技術者、現場代理人）
- ③その工事に従事していた期間（竣工時に従事していることが分かる）
- ④同種工事で求めている工種及び施工数量

「企業の施工実績等」における検討項目

○継続教育（CPD）制度

建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上の取組を評価



格付けにおける主観点において評価

○県内資材調達取組

○表彰制度の改正

奈良県表彰制度の創設により、時期を見て近畿地方整備局表彰による加点を廃止する方向で検討

施工体制点検特別調査班 立入調査について (施工体制Gメン)

奈良県土木部技術管理課

立入調査の実施状況

指摘項目	主な指摘内容
主任（監理）技術者等の専任（常駐）制	①主任（監理）技術者が専任していない ②現場代理人が常駐していない ③上記①～②の専任（常駐）に関して疑義がある
各種掲示の不備	①建設業許可証、施工体系図を掲示していない（掲示していても漏れがある） ②施工体系図等の掲示場所が適正でない（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律により「工事関係者が見やすい」「公衆が見やすい」場所に掲示）
各種書類整備の不備	①施工体制台帳の記載内容に誤りがある ②主任（監理）技術者が工事に主体的に関与していることが不明確（書類に確認印等がない等）
法令違反の恐れ	①過積載の恐れが認められた（搬出記録により確認）
下請業者の状況	①施工体系図に記載がない業者が施工している ②専任が必要な下請業者の主任技術者の専任状況が不明確（KY書類等に氏名の記載がない等） ③下請業者の主任技術者の資格を元請が確認していない

施工体制点検特別調査班立入調査について

現場点検件数

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	点検件数	指導書交付件数	点検件数	指導書交付件数	点検件数	指導書交付件数	点検件数	指導書交付件数
①総合評価案件	14	0	57	2	111	2	153	12
②低入札調査案件	24	0	12	1	1	0	0	0
③低入札+総合評価案件	—	—	3	0	2	0	2	0
④上記①～③以外	65	7	52	5	42	1	47	3
合計	103	7	124	8	156	3	200	15

- 指導書の主な交付理由は、
 - ・主任（監理）技術者の専任制が認められなかった
 - ・下請業者の主任技術者の専任制が認められなかった
 - ・施工体系図に記載がない業者が施工していた
 すべての案件で、各事務所の事後確認で専任制等を確認した
- 主任（監理）技術者の専任制が認められなかった、あるいは専任制に疑義があった案件については、複数回現場立ち入りを行い、専任制を確認した

施工体制点検特別調査班立入調査について

①平成21年4月24日以降

- ・土木部発注工事に加えて農林部発注工事を受注した現場への立入調査を開始

②平成21年12月以降

- ・現場だけでなく、土木部・農林部発注の工事を受注した企業の本店・営業所にも公共工事契約課・建設業指導室・技術管理課合同にて立入調査（抜打ち）を開始

主な点検内容

- ・技術者の雇用状況
- ・完成工事高
- ・適正な下請契約 等

③平成23年6月13日以降

- 平成23年6月13日以降においては、水道局発注工事についても調査の対象とする

今年度

- 概ね150~200件程度の現場立入調査を予定

○必要な場合は建設業法第28条第3項に基づく監督処分等を行う

低入札価格調査制度について

奈良県土木部技術管理課

低入札価格調査制度について

■制度対象工事：予定価格が5千万円以上を対象

【実施件数】

年度	対象件数 (業者数)	調査基準価格を		低入札価格調査制度における調査及び基準等の動向
		上回る額の 契約件数 (業者数)	下回る額の 契約件数 (業者数)	
H18年度	33件 (33者)	—	33件 (33者)	低入札価格調査制度を導入
H19年度	31件 (36者)	2件 (7者)	29件 (29者)	直接工事費 × 75% 共通仮設費 × 70% 現場管理費 × 60% 一般管理費等 × 30% いずれかを下回ると「特別重点調査」を実施
H20年度	11件 (15者)	8件 (12者)	3件 (3者)	全て「特別重点調査」を実施し、別途「失格判断基準」を定め公表、低入札で契約した場合の入札参加制限を実施
H21年度	4件 (4者)	4件 (4者)	0件	「失格判断基準」見直しを行い、「品質確保体制」を充実させ、低入札で契約した場合の入札参加制限の強化
H22年度	3件 (3者)	3件 (3者)	0件	平成21年度と同じ

低入札価格調査制度について

低入札工事での品質確保体制の充実と参入制限

項目	平成 2 3 年 度
配置技術者の追加配置	主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名配置
低入札で契約した場合の入札参加制限	<p>○土木部・農林部・水道局を問わず入札参加制限</p> <p>○単体・JVを問わず入札参加制限</p> <p>予定価格が5千万円以上の建設工事における過去2カ年度の工事成績評定点の平均値が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75点未満 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、新たな工事への参入を認めない。 ただし、その者に過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない）で対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなして扱うものとする。 ・75点以上 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、調査基準価格を下回る価格（低入札）での応札を認めない（失格） <p>平均値は、土木部の平均値又は農林部の平均値又は水道局の平均値のうちいづれが低い値を採用</p>
低入札で契約した場合の監督強化	<p>重点監督による品質強化</p> <p>土木部土木工事重点監督要領 土木部建築工事重点監督要領</p> <p>農林部土木工事重点監督要領 水道局建設工事重点監督要領</p>